

取組状況・成果

【細街路の拡幅整備】

・「事前協議による拡幅整備」と「声かけによる拡幅整備」により、第二次実行計画では22.3kmの距離について細街路の拡幅整備を完了しました。これにより、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図り、災害時の安全性の向上と快適な居住環境の確保につなげました。

【道路の無電柱化】

・三栄通りの無電柱化工事が完成し、防災性の向上や快適な歩行空間の確保、及び美しい都市景観が創出されました。聖母坂通りや補助72号線のI期区間については、共同溝整備に取り組んでいます。

【道路・公園の防災性向上】

・道路の治水対策として、透水性舗装、浸透ます等の新設・改修を平成24年度から27年度までの間に透水性舗装換算で10,003㎡実施しました。また、公園の治水対策として、公園内に雨水浸透貯留施設を平成24年度から平成26年度までの間に300㎡設置しました。
 ・道路・公園擁壁の安全対策として、平成18年度に実施した調査で注意を要すると判断した道路・公園擁壁の安全点検を実施するとともに、改修が必要な新宿中央公園の擁壁の改修工事を実施しました。
 ・公園における災害対応施設の整備として、平成24、25年度の2か年で災害用トイレ及び多目的貯水槽の設置を4園で実施しました。これらの公園は、広域避難場所や一時集合場所等に指定されており、災害発生時に水道が停止した際には、整備した災害用トイレ及び貯水槽を活用することができます。

【橋りょうの整備】

・橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、これまで上落合八幡歩道橋の補強工事が完了し、平成26年度より朝日橋の補強工事に着手しました。平成27年度は落合橋の設計を実施しました。これにより橋りょうの耐震性の向上や交通の利便・安全性を確保するとともに、災害時における避難経路を確保して地域の防災性の向上が図れました。

現状・課題

【道路の無電柱化】

・比較的狭い区道での地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題です。また、整備には多くの経費と時間を要することから整備路線の選定については、周辺のまちづくりの状況など総合的な検証が必要です。

【道路・公園の防災性向上】

・道路・公園擁壁の安全性を確保するためには、継続的な点検調査を行うことが課題となっています。

【橋りょうの整備】

・計画的な補修、補強のため、5年に1回の近接目視の法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要があります。

目指すまちの姿・状態

- ・都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。
- ・災害に強い道路・公園づくりを進め、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

施策の方向性

【細街路の拡幅整備】

・細街路拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりを実現するための重要な施策です。区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を拡幅整備していきます。また、今後は高度防災都市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を行う「声かけによる拡幅整備」を拡充していきます。

【道路の無電柱化】

・防災・景観の観点から整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。整備にあたっては、工期短縮や低コスト化を図るため、各企業者の既存管路を活用して整備することや、比較的狭い区道では地上機器の設置場所に沿道の公共用地や民有地を活用するなど、工夫しながら整備を進めていきます。また、再開発等の機会を捉えて積極的に無電柱化を促進していきます。

【道路・公園の防災性向上】

・水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装の機能回復を実施したり、浸透施設を拡充整備していく等の道路の治水対策を引き続き実施し、水害等の災害に強いまちづくりを進めていきます。
 ・道路・公園擁壁を対象として、道路法等に基づき、平成28年度から5年に1回の専門的な点検調査を行い、必要に応じて補修・改修を行うことによって、安全性を確保していきます。

【橋りょうの整備】

・定期的な点検結果を踏まえ、5年毎に橋りょうの長寿命化修繕計画の見直しを行うとともに、計画的に補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。



（整備前）

【三栄通りの無電柱化が完了】
（平成28年3月）



（整備後）